

諮詢第132号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮詢第132号による賃金構造基本統計調査の変更（令和2年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和元年6月21日付け厚生労働省発政統0621第1号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「賃金構造基本統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

(ア) 調査事項（一部）のプレプリントの実施

本申請では、調査事項のうち、あらかじめ把握可能な「都道府県番号」、「事業所一連番号」、「産業分類番号」、「事業所の名称及び所在地」及び「法人番号」について、プレプリントを実施する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、適当である。

(イ) 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除〔事業所票〕

本申請では、図1のとおり、事業所票の「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項を削除し、従来の個人票における各労働者の「最終学歴」、「年齢」、「勤続年数」等を基に新規学卒者に該当すると考えられる者について集計した平均所定内給与額^(注)により代替する計画である。

(注)「きまつて支給する現金給与額」から「超過労働給与額」を除いた額であり、「通勤手当」、「精皆勤手当」及び「家族手当」等を含む。

これについては、報告者負担の軽減や調査の効率化に資することであることから、おおむね適当である。

ただし、従来の個人票による集計結果で代替するに当たっては、調査結果の正確性を高める観点から、図2のとおり、新規学卒者に該当する者を把握する調査事項を追加する必要があることを指摘する。

また、従来の事業所票では、最も多くの新規学卒者に適用されている初任給額（所定内給与額から通勤手当を除いた額）を把握していたのに対し、今後代替することとしている従来の個人票から集計する新規学卒者の所定内給与額は、産業別・事業所規模別に設定される抽出率に基づいて抽出された労働者のうち、新規学卒者に該当する者の通勤手当等を

含んだ平均所定内給与額であり、調査結果に一定の差異が生じることとなることから、調査結果の公表に当たっては、今回の変更内容等について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、過去の調査結果との比較分析に資するデータを併せて提供する必要があることを指摘する。

さらに、初任給額に係る集計結果の公表時期については、これまで調査実施年の11月下旬に公表されてきたところ、今回、上記のとおり、初任給額の把握方法を変更することに伴い、従来のままだと個人票に係る結果公表時期である調査実施年翌年の3月と従前より大幅に遅い時期になるため、厚生労働省は、後記(キ)のとおり、事業所票と個人票の統合等により調査業務の効率化を図り、公表時期を上記3月から1か月程度早期化したいとしているものの、統計利用者への影響等をかんがみ、可能な限り、更なる公表の早期化に努める必要がある。

図1

【現行】

【変更案】

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校卒	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人
高専・短大卒				
大学 卒				
大学院 修士課程修了				

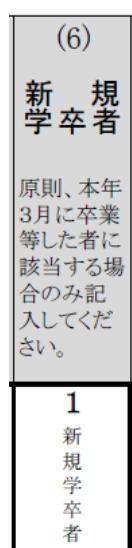
② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

[削除]

図2

【統計委員会修正案】



(ウ) 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化〔個人票〕

本申請では、従来の個人票における労働者の「最終学歴」を把握する調査事項の選択肢について、図3のとおり、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化する計画である。

これについては、学歴による賃金水準の差異に関する実態のより的確な把握に資するものであり、おおむね適当である。

ただし、「最終学歴」については、一般労働者と短時間労働者が同様の属性である場合の賃金比較等において不可欠な情報であり、この比較等の結果は政策の企画立案上の重要なデータとなり得るものであること等から、図4のとおり、一般労働者のみならず、短時間労働者も含めた全ての常用労働者について「最終学歴」を把握するとともに、一部の事業所においては、短時間労働者の「最終学歴」を把握していない場合も想定されることから、「不明」の選択肢を追加する必要があることを併せて指摘する。

図3

(5) 最 終 学 歴					
(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。					
1	2	3	4		
中 学 校	高 校	高 短 大 学 院			
学 校	專 大 學 院				

(5) 最 終 学 歴					
(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。					
1	2	3	4	5	6
中 学 校	高 校	高 専 ・ 短 大 學 院	高 専 ・ 短 大	大 學	大學 院
学 校	專 大 學 院	高 専 ・ 短 大	高 専 ・ 短 大	大 學	大學 院

図4

(5) 最 終 学 歴						
1	2	3	4	5	6	9
中 学 校	高 校	專 門 學 校	高 専 ・ 短 大	大 學	大學 院	不 明
学 校	高 校	專 門 學 校	高 専 ・ 短 大	大 學	大學 院	不 明

(工) 労働者の「職種番号」(職種区分) 見直し等 [個人票]

本申請では、従来の個人票における労働者の「職種番号」を把握する調査事項の職種区分等について、図5のとおり、以下の変更を行う計画である。

- ① 職種区分の内容を、職業構造の変化等も踏まえつつ、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）との整合性に配慮した職種区分に変更するとともに、その把握対象労働者について、役職者を含めた全労働者に拡大。
 - ② 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」又は「港湾運送業」に属する事業所規模10人以上の事業所を対象に、当該労働者が「生産」又は「管理・事務・技術」のいずれの業務に従事しているかを把握する「労働者の種類」に関する調査事項を削除。

このうち、①については、職務に基づく賃金体系の拡大を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加している中で、他の統計調査との比較可能性の向上等に資するものであることからおおむね適当である。

ただし、職種区分のうち、「一般事務従事者」については、該当者が多く、多様な職種が内包されることが想定されることから、日本標準職業分類の小分類単位の区分（企画事務員等）を参考に細分化する必要があることを指摘する。また、報告者が回答するに当たっての分かりやすさや誤回答防止の観点から、各職種区分に該当する職業について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、統計利用者の利便性に資する観点から、職種区分の新旧の対応表を併せて提供するなどの対応を行わなければならないことを併せて指摘する。

他方、②については、①の変更により全労働者の職種区分が把握可能となるため削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

5

【現行】

【变更案】

(8) 労働者 の種類 C鉱業、採 石業、砂利 採取業、 D建設業、 E製造業、 又はH481 港湾運送 業で事業 所規模10 人以上の 事業所の み記入し てください。	(9) 役職番号 企業規 模100 人以上 の事業 所のみ 記入し てください。	(10) 職種番号 (9)欄の役職に該当しない 労働者について記入して ください。 (11) 経験年数 他企業での経験 も含みます。 1年未満の端 数は切り捨て てください。
1 生 产 理 务 者	2 管 事 务 者	3 3 4 5 1 1 5 10 15 年 年 未 未 4 9 14 年 年 上

(才) 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更〔個人票〕

本申請では、図6のとおり、従来の個人票における「役職番号」を把握する調査事項の調査対象事業所を「企業規模100人以上の事業所」から「事業所規模10人以上の事業所」に変更するとともに、「経験年数」を把握する調査事項の調査対象事業所を全ての事業所から「事業所規模10人以上の事業所」に変更する計画である。

これらについては、調査対象事業所の範囲について、職種区分のものとの整合性をより高めることにより、職種別結果とのクロス集計を可能とし、労働者の賃金のより的確な実態把握等に資することから、適当である。

図6

【現行】		【変更案】	
(9) 役 職 番 号	(10) 職 種 番 号	(8) 役 職 番 号	(9) 職 種 番 号
企業規 模100 人以上 の事業 所のみ 記入し てください。	(9)欄の役職に該当しない 労働者について記入して ください。 (11) 経 験 年 数 他企業での経験 も含みます。 1年未満の端 数は切り捨て てください。	事業所規 模10人以 上の事業 所のみ記 入してく ださい。	(10) 経 験 年 数 事業所規模10人以上の 事業所のみ記入してく ださい。他企業での経験も 含みます。
	1 2 3 4 5 1 1 5 10 15 年 5 5 5 年 未 4 9 14 以 満 年 年 年 上		1 2 3 4 5 1 1 5 10 15 年 5 5 5 年 未 4 9 14 以 満 年 年 年 上

(カ) 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除〔個人票〕

本申請では、図7のとおり、従来の個人票における労働者の「きまって支給する現金給与額」のうち、「通勤手当」、「精皆勤手当」及び「家族手当」(以下「3手当」という。)を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、最低賃金の審議に資することを目的として、特定産業の小規模事業所のみを対象として調査してきたものであるが、これまでの調査結果の利活用状況にかんがみ、引き続き調査する必要性が乏しいため、報告者負担の軽減の観点から本調査事項を削除するものであり、おおむね適当である。

ただし、報告者が回答に当たって紛れが生じないよう、図8のとおり、「きまって支給する現金給与額」の注釈に3手当を含むことを追記する必要があることを指摘する。

図7

【現行】

超過労働給与額を含みます。 1か月を超える、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。		(15) きまつて支給する現金給与額 (16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等									
		(17) (15)のうち通勤手当 E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業、K70物品販賣業、L学術研究・専門・技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療・福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。			(18) (15)のうち精皆勤手当 一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当			(19) (15)のうち家族手当 扶養家族を有する労働者に対し支給する手当			
ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。		[1 0 0] 円未満の端数は四捨五入してください。									
万	千	百円	万	千	百円	万	千	百円	万	千	百円

【変更案】

(14) きまつて支給する現金給与額 每月同じように支給される給与(税込み)で、超過労働給与額を含みます。					
(15) (14)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等					
百万	千	円	千	円	

図8

【統計委員会修正案】

(15)
きまつて支給する現金給与額

6月分として算定された給与(税込み)で、超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当等を含みます。			(16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等		
1か月を超える、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。			百万	千	円

(キ) 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

本申請では、前述の調査事項の削除等やオンライン調査の導入(後述イ参照)を踏まえ、別紙のとおり、従来の事業所票と個人票の統合等を行う計画である。

これについては、報告者の心理的負担の軽減及び調査票の配布・回収や内容審査等の調査業務の効率化に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、上記(ウ)及び(カ)のとおり、「最終学歴」の選択肢区分の細分化及び「きまつて支給する現金給与額」の注釈の追加等に伴い、報告者の見やすさや記入のしやすさ等を考慮してレイアウトを見直す必要があることを指摘する。

イ 報告を求める方法の変更

本申請では、報告を求める方法について、以下の変更を行う計画である。

- ① 新たにオンライン調査を導入するとともに、一括調査^(注)においてのみ可能としている電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更
- ② 一括調査における調査票の配布・回収・審査業務に加え、一括調査以外の調査におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会業務等について民間事業者を活用
- ③ 報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更

これらについては、報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

(注) 各事業所で労務管理を行っていない又は複数の事業所が調査対象になった企業について、希望すれば、本社等に対して複数の調査対象事業所分の調査用品を厚生労働省から一括して送付し、本社等が、厚生労働省に、調査対象となった事業所分についても一括して報告する方法をいう。

ウ 集計事項の変更

本申請では、調査事項の削除や職種区分の見直しに伴い、削除事項に関連する集計事項の削除・変更及び産業と職種大分類とのクロス集計を行う集計事項等を追加するとともに、精度確保の観点から表章困難な集計事項を削除する計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、女性活躍推進等、賃金構造のより詳細な分析の必要性が高まっており、更なる統計ニーズに資する観点から、企業規模10人以上の事業所における一般労働者に関する集計事項として、職種大分類別集計について、性別・学歴別・年齢階級別又は性別・雇用形態別・年齢階級別の平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数等に係る集計事項を追加する必要があることを指摘する。

2 「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況及びこれに係る今後の課題

本調査については、「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)において、①統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供、②個人票における匿名データの提供検討、③調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討について指摘されている。

これらの指摘に対する厚生労働省の対応状況及びそれに対する評価については、以下のとおりである。

(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

本課題のうち、毎月勤労統計との比較について、厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」(座長：津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授)の下に設置した「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」(主査：玄田有史 東京大学社会科学研究所教授)における検討結果を踏まえ、毎月勤労統計調査(厚生労働省が所管する基幹統計調査)と本調査それぞれの個票データを用い、調査対象範囲の整合を図った上で集計・比較を行っているところ

ろであり、その比較結果を踏まえ、前回答申で今後の課題として指摘された両調査で対象となっている同一事業所の個票ベースでの比較を行うとしている。

また、賃金水準に関する類似統計である「職種別民間給与実態調査」（人事院が所管する一般統計調査）及び「民間給与実態統計調査」（国税庁が所管する基幹統計調査）との比較については、人事院及び国税庁と調整の上で、各調査の目的・役割や調査方法等の相違点等について、厚生労働省ホームページに、早期に掲載し、情報提供することを検討するとしている。

これらについては、引き続き、当該取組を推進するとともに、本調査が賃金に関する中心的な統計調査として幅広く利用されている重要な調査であることに鑑み、その検討状況についても、積極的に統計利用者に情報提供を行う必要がある。

（2）個人票における匿名データの提供検討

本調査について、厚生労働省は、本調査が事業所を対象に実施しており、個人票に係る匿名データの提供だけでは利用者の期待に応えることにはならず、事業所票に係る匿名データの提供も合わせて行うことが望ましいとしつつも、事業所を対象にする調査で、現在匿名データの提供を行っている前例がなく、また、事業所票の情報と個人票の情報を合わせることにより、個人及び事業所の特定が可能となることも想定されることから、個人票及び事業所票の匿名データ化の方法や匿名化基準等については、総務省統計研究研修所の支援や有識者の知見を受けつつ、引き続き検討を進め、令和4年度末から提供を開始することを念頭に検討することとしている。

しかしながら、事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきと考えられる。このため、本課題については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとし、厚生労働省は、この検討に積極的に参画しつつ、その結論が得られた後、本調査における匿名データの作成・提供について検討することが必要である。

なお、本調査の匿名データの検討に当たっては、情報を削除することにより匿名化する従前の方法にとらわれず、新たにノイズを加えることにより、報告者を特定できないようにする手法を含め具体的な利活用を考慮した匿名化の方法についても検討が必要である。

（3）調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討等

本課題への対応状況について、厚生労働省は、以下のとおりとしている。

- ① 調査方法の見直し、公表の更なる早期化及び回収率の向上については、前記1（2）イ①のとおり、報告者の利便性の向上等の観点から、オンライン調査の導入や電子媒体による提出を全面的に可能とするよう変更し、回収率向上に資するとともに、前記1（2）ア（キ）のとおり、従来の事業所票と個人票を統合し、調査業務の効率化を図ることに伴い、公表時期を1か月程度早期化するよう努める。
- ② 調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化については、前記1（2）ア（ウ）及びエ）のとおり、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化するよう変更する。

- ③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更し、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年まで遡って新たな推計方法による結果を公表・提供する。
- ④ 事業所内の全労働者に係る調査の検討については、前記1（2）イ③のとおり、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。
- ⑤ 外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実については、令和元年調査の結果を踏まえ、統計精度の確保等に留意しつつ検討する。

これらのうち、①、②及び④の事項については、前記1（2）のとおり、厚生労働省の対応は、おおむね適当である。

一方、③の労働者数の推計方法の変更については、おおむね適当であるが、推計方法の見直しに伴い生じる調査結果の変動について、結果公表に当たり、統計利用者に混乱が生じないよう、十分かつ丁寧な説明を行うことが必要である。

また、⑤の外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実についても、統計ニーズへの的確な対応等の観点から、引き続き検討を推進する必要がある。

3 その他の今後の課題

本申請による本調査に係る計画の変更では、調査事項については、「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除及び従来の個人票における新規学卒者に該当すると考えられる者について集計した平均所定内給与額による代替、職種区分及び職種の把握対象の変更等、調査方法についても、オンライン調査の導入、一括調査及びオンライン調査における調査票の審査・照会業務等への民間事業者の全面的な活用、労働者数の推計方法の変更等、重要な変更が多数行われることとされている。

このようなことから、厚生労働省は、今回の調査計画の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、本調査を取り巻く社会経済情勢や利活用ニーズの変化に基づく検討等を行い、これらの結果を踏まえ、適切に調査計画の見直しを行うことが必要である。

